

科学技術・学術政策研究所における調査研究活動に係る不正行為に関する規程

平成19年11月8日 所長達第4号
改正平成23年4月1日 所長達第1号
改正平成25年7月16日 所長達第4号
改正平成27年3月30日 所長達第1号
改正平成27年9月3日 所長達第7号
改正平成28年3月28日 所長達第3号
改正平成30年9月26日 所長達第1号

(目的)

第1条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、科学技術・学術政策研究所（以下「研究所」という。）における調査研究活動に係る不正行為への対応についての取扱いを規定するものであり、国の関係法令等及び研究所諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程の対象となる調査研究活動とは、研究所が管理、運営する経費及び施設又は設備を使用した調査研究活動とする。

- 2 この規程において、研究費とは、前項の調査研究活動のための経費とする。
- 3 この規程において、研究者とは、総務研究官、科学技術・学術基盤調査研究室長及び室長補佐、科学技術予測センター長、総括主任研究官、総括上席研究官、上席研究官、主任研究官、研究官、研究員、調査官、客員研究官、特別研究員並びに調査研究を行う技術参与をいい、事務職員とは、所長、総務課長、企画課長、国際研究協力官、総務課及び企画課の職員、事務作業を行う技術参与並びに全ての事務補助員をいう。
- 4 この規程において、部局とは、科学技術・学術政策研究所組織規則（昭和63年 総理府令第39号）上に定める企画課、総務課、科学技術・学術基盤調査研究室、科学技術予測センター、研究グループ及び調査研究グループをいう。
- 5 この規程において、不正行為とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及びそれ以外の調査研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものとする。
- 6 この規程において、捏造とは、存在しないデータや研究成果を作成することをいい、改ざんとは、調査研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや調査研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(対象者)

第3条 この規程の対象となる者は、研究所に所属する研究者及び事務職員並びに研究所の名を冠した肩書きを使用して調査研究活動を行う者及びその調査研究活動に協力（研究費の執行事務等も含む。）する全ての者とする。

（研究者及び事務職員の義務）

第4条 研究者及び事務職員は、研究所の活動が国民の負託を受けて実施されていることを自覚し、「科学技術・学術政策研究所行動規範」（平成19年11月8日 所長達第3号）の精神にのっとり、常に誠実性、客観性、透明性をもって、関係法令及び研究所内部規程等を遵守することはもとより、第三者に嫌疑をもたれるような行動をしてはならない。

（研修等）

第5条 研究所に研究倫理教育責任者を置き、総務研究官をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、総務課及び企画課の協力により、研究者及び事務職員を対象に研究倫理教育を実施する。
- 3 研究者及び事務職員は、研究倫理教育を受講するよう努める。

（研究データ等の管理）

第6条 研究所に研究データ管理責任者を置き、総務研究官をもって充てる。

- 2 研究データ管理責任者は、研究者等に対し、研究データの保存・開示についての指導及び教育を行うものとする。
- 3 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理の観点から、研究データその他研究に係る資料について、作成又は取得してから原則5年間適正に記録保存し、必要な場合に開示することとする。

（告発の受付体制）

第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発窓口は、総務課庶務担当が行うこととする。
- 3 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 窓口の責任者は、匿名による告発について、匿名によったことの理由が述べられている場合には、所長と相談の上、これを受け付けることができる。
- 5 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに所長に報告する。所長は、当該告発に関係する部局の長等に、その内容を通知する。
- 6 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、所長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、所長に報告する。
- 4 前項の報告があったときは、所長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発の取扱い)

第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護に努めなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 所長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 所長は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 所長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第11条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究所に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 所長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「国家公務員法」及び「人事院規則12-0(職員の懲戒)」並びに「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」等に基づき、適切な措置を講じる。

(悪意に基づく告発)

第12条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 所長は、悪意に基づく告発であることが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 悪意に基づく告発であると判明した場合であって、告発者が研究所外の機関に所属しているときは、所長は、当該所属機関に対して、適切な措置を講じるよう求めることができる。

(不利益な措置等の禁止)

第13条 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して配置換え、懲戒処分、降任、降給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

- 2 所長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、配置換え、懲戒処分、降任、降給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(予備調査の実施)

第14条 第7条に基づく告発があった場合又は所長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、所長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、総務研究官、総務課長及び企画課長によって構成するものとする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート等を保全する措置を講じることができる。

(予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算

- して30日以内に、予備調査結果を所長に報告する。
- 2 所長は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 所長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 所長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
 - 5 所長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に、本調査を行う旨を通知する。

(調査委員会の設置)

- 第17条 所長は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、責任者を総務研究官とし、総務課長、企画課長及び他所長が指名する者からなる調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員の過半数は、利害関係者を排除した、研究所に属さない外部有識者でなければならない。

(本調査の通知)

- 第18条 所長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、所長に対して委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 所長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 4 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究に係るデータその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。また、研究費の不正使用の疑いがある場合は、伝票、会計書類、申請書等の関係書類の精査及び関係者のヒアリング等を行うものとする。
 - 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることができる。
 - 6 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 7 調査委員会は、被告発者に対し、再現性を示すことを求めることができる。また、被告

発者から再現性を示す等の申し出があった場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 8 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第20条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動又は研究費のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究又は研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動又は研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が研究所でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動又は研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第22条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置を講じた資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第23条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第24条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再現性を示す必要があるときは、第19条第5項の定める保障を与えなければならない。
- 3 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究費の不適切な使用に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたことを、証拠となる関係書類等を示して説明しな

ればならない。

(認定の手續)

第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額、その他必要な事項を認定する。なお、調査委員会は、調査の過程であっても、不正行為の事実を一部でも認定した場合、速やかに調査した内容をまとめる。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して所長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、所長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第26条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究に係るデータその他資料等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第27条 所長は、第25条第5項の報告に基づき、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 所長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に通知する。
- 3 所長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が研究所以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第28条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、その理由を付して所長に対して不服申立てをすることができる。

4 所長は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての対象となった委員に代えて、他の者を委員に指名するものとする。

5 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、委員の半数以上を交替させるものとする。

6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、所長に報告する。所長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

7 調査委員会は、第1項又は第3項の不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、所長に報告する。所長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

8 所長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知する。また、その事案に係る資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第29条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに所長に報告する。所長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに所長に報告する。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して所長に申し出て、その承認を得るものとする。

4 所長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該

事案に係る資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に通知する。

(調査結果の公表)

第30条 所長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、研究所が公表時までに講じた措置の内容、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為又は研究費の不正使用がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 所長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第31条 所長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 所長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第32条 所長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第33条 所長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を所長に行わなければならない。
- 3 所長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第34条 所長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 所長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(不正行為に関与した者に対する措置)

第35条 所長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、「国家公務員法」及び「人事院規則12-0（職員の懲戒）」並びに「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」等に基づき、適切な措置を講じる。

2 所長は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(悪意の告発に対する措置)

第36条 所長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合において、当該告発者が研究所に所属する者であるときは、「国家公務員法」及び「人事院規則12-0（職員の懲戒）」並びに「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」等に基づき、適切な措置を講じる。

2 所長は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 所長は、関係する部局の責任者に対し、是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを命ずる。また、必要に応じて、研究所全体における是正措置等を講じるものとする。

2 所長は、前項に基づいて講じた是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して通知する。

(その他)

第38条 この規程に定めるもののほか、調査研究活動に係る不正行為への対応について必要な事項は別に定めることができる。

附則

この所長達は、平成19年11月8日から施行する。

附則

この所長達は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この所長達は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この所長達は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この所長達は、平成27年9月3日から施行する。

附則

この所長達は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この所長達は、平成30年9月26日から施行する。